

令和3年度 新潟県原子力防災訓練について

1 目的

- (1) 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国、県、市町村及び防災関係機関の相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民の参加により、新潟県原子力災害広域避難計画の検証及び原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。

2 実施日

- (1) 本部運営訓練等
令和3年11月9日（火）
- (2) 学校等における児童の保護者への引渡し訓練
令和3年11月11日（木）
- (3) 住民避難訓練等
令和3年11月13日（土）

3 参加人数

約 181,500 人（3日間の延べ人数）

【内 訳】

区 分	人 数
70 機関（県、市町村、内閣府、原子力規制庁、自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、新潟气象台、東京電力 等）	約 700 人
避難・一時移転等訓練参加住民 （柏崎市、刈羽村、長岡市、小千谷市、十日町市）	約 800 人
屋内退避訓練対象住民 〔柏崎市、長岡市、上越市、小千谷市、十日町市、燕市、見附市、出雲崎町のUPZ全域又は一部地域〕	約 180,000 人

4 訓練想定

柏崎市、刈羽村等で震度6強の地震が発生し、唯一運転中の柏崎刈羽原子力発電所7号機において、原子炉が自動停止。炉心冷却機能の一部が喪失し施設敷地緊急事態となり、さらに同機能が喪失し、全面緊急事態となる。

その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になる。

5 訓練内容

県庁、柏崎刈羽原子力防災センター、市町村、県内各訓練会場において、以下の訓練を実施。

11月9日に実施した本部運営訓練等においては、今年度は、訓練参加者にシナリオの一部を事前に伝えない状況付与型（ブラインド）訓練や、新たに、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や輸送調整等の手順の確認等を実施しました。

11月9日、11日、13日に実施した住民避難訓練等においては、今年度は、これまでの訓練項目に加え、避難所等において、顔認証による住民受付の効率化を試験的に実施したほか、県ハイヤー・タクシー協会との協力協定に基づいた福祉タクシー車椅子利用者の搬送手順の確認や、船舶の接岸が困難な地域を想定した自衛隊の大型エアクッション艇による避難訓練を新たに実施しました。

(1) 11月9日（火） 本部運営訓練等

- ① 県災害対策本部等運営訓練
- ② 現地災害対策本部運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 道路啓開訓練

(2) 11月11日（木） 学校等における児童の保護者への引渡し訓練

- ⑥ 学校等における児童の保護者への引渡し訓練 ※ 一部の会場は、9日（火）に実施

(3) 11月13日（土） 住民避難訓練等

- ⑦ 放射線防護対策施設の屋内退避訓練 ※ 一部の会場は、11日（木）に実施
- ⑧ P A Z内住民の避難訓練
- ⑨ U P Z内住民の屋内退避訓練
- ⑩ U P Z内住民の一時移転訓練
- ⑪ 物資搬送訓練
- ⑫ 安定ヨウ素剤緊急配布・予防服用訓練
- ⑬ スクリーニング・簡易除染訓練
- ⑭ 交通規制訓練
- ⑮ 広報活動訓練

PAZ内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における対応について（案）

PAZ内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における対応については、【第7回作業部会（令和元年8月27日開催）、並びに第10回作業部会（令和2年11月9日開催）】において議論されてきた。今回はこれらのうち進捗があった項目について報告する。

I. PAZ内の敷地施設緊急事態における対応について1. PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- ① 支援者の同行により避難可能な者は、避難先へ移動。
- ② 無理に避難すると健康リスクが高まる者等は、避難に必要な体制が整うまで、放射線防護施設内で屋内退避。
 - ✓ 在宅要支援者の支援者及び避難手段の確保等が必要。

⇒「柏崎市及び刈羽村のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応」を整理。

⇒PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難手段として、「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定（令和2年10月14日、新潟県・公益社団法人新潟県バス協会）」を締結。

⇒PAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難手段として、「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定（令和3年11月5日、新潟県・一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会）」を締結。（別紙参照）

2. 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ✓ 想定対象人数、必要車両台数及び種類（バス、ストレッチャー車、車椅子仕様）の把握が必要。

⇒在宅の避難行動要支援者、社会福祉施設の入所については、避難先施設を決定した上で、福祉車両の運行計画を整理。

⇒福祉車両の運行については、まず、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者が、東京電力ホールディングス（株）が配備した車両で放射線防護対策施設へ移動し、次に、避難の実施により健康リスクが高まらない者及びその支援者が、自施設で所有する福祉車両や東京電力ホールディングス（株）が配備した福祉車両（車椅子仕様）で避難する。

< 柏崎市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力 >

	想定対象 人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※2 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※2 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	2,184人 (児童等1,815人 +職員369人)	58台	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少。
社会福祉施設の入所者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難	871人 (入所者463人 +職員408人)	25台 (入所者280人 +職員358人)	0台	48台 (入所者183人 +職員50人)	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少。 放射線防護対策が講じられたなごみ荘(45人(入所者30人+職員15人))及びにしかりの里(38人(入所者25人+職員13人))については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。
社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)及びその支援者を屋内退避施設に輸送	15人 (入所者9人 +職員6人)	0台	6台 (入所者9人 +職員6人)	0台	放射線防護対策が講じられたなごみ荘(45人(入所者30人+職員15人))及びにしかりの里(38人(入所者25人+職員13人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため車両は不要。 放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護対策施設に輸送。
在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)の避難	472人 (要支援者352人 +支援者120人)	11台 (要支援者311人 +支援者79人)	0台	41台 (要支援者41人 +支援者41人)	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少。
在宅の避難行動要支援者(避難の実施により健康リスクが高まる者)及びその支援者を屋内退避施設に輸送	32人 (要支援者16人 +支援者16人)	0台	8台 (要支援者16人 +支援者16人)	0台	支援者の車両での放射線防護対策施設への輸送によりその分必要車両台数は減少。
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定30薬剤を服用できないと医師が判断したもの等で早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難	273人	9台 (273人)	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には乳幼児がいる世帯人数を計上。 自家用車で避難できない人数を踏まえ、該当者(1,723人)の15.3%(出典:新潟県原子力災害時の避難手段に関する調査)を想定対象人数として算入。
海水浴場から避難する一時滞在者	139人	4台 (139人)	0台	0台	1日あたりの海水浴客約1,390人のうち、9割以上が自家用車で訪問していることを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。
合計	3,986人	107台	14台	89台	

< 刈羽村において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力 >

	想定対象 人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	580人 (児童等503人 +職員77人)	14台	0台	0台	保護者への引渡しによりその分必要車両台数は減少。
社会福祉施設の入所者(支援者が同行することで避難可能な者)及びその支援者の避難	65人 (入所者22人 +職員43人)	3台 (入所者12人 +職員38人)	0台	4台 (入所者10人 +職員5人)	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少。
社会福祉施設の入所者(避難の実施により健康リスクが高まる者)及びその支援者を屋内退避施設に輸送	2人 (入所者1人 +職員1人)	0台	1台 (入所者1人 +職員1人)	0台	放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護対策施設に輸送。
在宅の避難行動要支援者(支援者が同行することで避難可能な者)の避難	218人 (要支援者135人 +支援者83人)	5台 (要支援者78人 +支援者26人)	0台	57台 (要支援者57人 +支援者57人)	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少。
在宅の避難行動要支援者(避難の実施により健康リスクが高まる者)及びその支援者を屋内退避施設に輸送	10人 (要支援者5人 +支援者5人)	0台	3台 (要支援者5人 +支援者5人)	0台	支援者の車両での放射線防護対策施設への輸送によりその分必要車両台数は減少。
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定30薬剤を服用できないと医師が判断したもの等で早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難	119人	3台 (119人)	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には乳幼児がいる世帯人数を計上。 自家用車で避難できない人数を踏まえ、該当者(754人)の15.3%(出典:新潟県原子力災害時の避難手段に関する調査)を想定対象人数として算入。
観光施設から避難する一時滞在者	100人	3台 (100人)	0台	0台	1日あたりの観光客1,000人のうち、9割以上が自家用車で訪問していることを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。
合計	1,094人	28台	4台	61台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値。

※2 バスは1台あたり45人程度、福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1~2人、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり1~6人の乗車を想定。